# 令和4年度 特別支援教育に関する調査結果について

## 1 特別支援教育体制整備状況調査

#### (1)調查対象

国公私立幼保連携型認定こども園、幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校(通信制、専攻科は除く。)及び中等教育学校

### (2)調査時点

令和4年5月1日現在

#### (3)主な調査事項

- ① 校内委員会の設置
- ② 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握
- ③ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ④ 個別の指導計画
- ⑤ 個別の教育支援計画の作成
- ※公立の都道府県毎の詳細は P11~P17 の「特別支援教育体制整備状況調査結果詳細」を参照

#### (4)調査結果の概要

平成30年度と比較し、ほぼ全ての項目について前回値を上回っている。

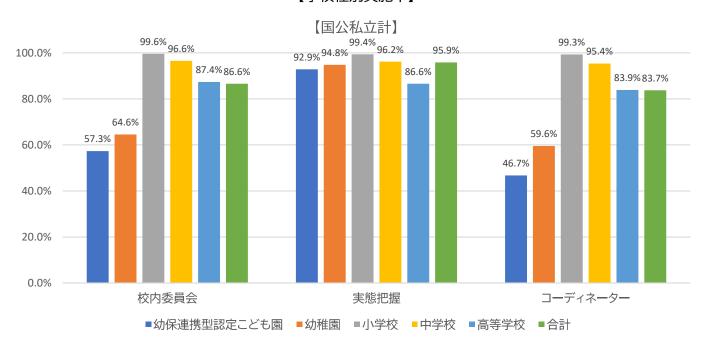
調査事項①~③については、全学校種において、校内委員会の設置は86.6%(前回値:86.1%)、 実態把握の実施は95.9%(前回値:95.7%)、特別支援教育コーディネーターの指名は83.7% (前回値:84.9%)である。

調査事項④、⑤については、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は 99.6%(前回値:99.4%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は 99.2%(前回値:96.9%)となっている。また、小・中・高等学校において通級による指導を受けている児童生徒のうち、個別の指導計画が作成されている割合は 98.2%(前回値:94.8%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は 95.2%(前回値:81:5%)となっている。そのほか通常の学級に在籍する幼児児童生徒で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、個別の指導計画が作成されている割合は 86.0%(前回値:83.3%)、個別の教育支援計画が作成されている割合は 79.5%(前回値:73.1%)である。

# (5)調査結果

# ①校内委員会の設置、②実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名

# 【学校種別実施率】



# ④個別の指導計画の作成、⑤個別の教育支援計画の作成

	特別支援学級に 在籍する児童生徒 けている児童生徒		通常の学級に在籍する 幼児児童生徒(※1)	個別の指導計画・個別の教育支援計画の 作成を必要とする幼児児童生徒(※2)
個別の指導計画	99.6%	98.2%	86.0%	93.7%
個別の教育支援計画	99.2%	95.2%	79.5%	91.6%

- ※1:通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が個別の指導計画、個別の教育 支援計画を作成する必要があると判断した者
- ※2:個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による 指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)で、学校等が 個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

# (参考) 特別支援教育体制整備状況調査の調査項目等について

# (1)校内委員会

校内委員会とは、学校内に置かれた発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

#### (2)実態把握

在籍する幼児児童生徒の実態の把握を行い、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

# (3)特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターとは、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

## (4)個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

#### (5)個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

#### 〇調査対象学校数

(令和4年5月1日現在/単位:校)

区分	幼保連携型 認定こども園	幼稚園	小学校	小学校中学校		<del>=</del> +
国 立	0	51	72	77	21	221
公立	878	2,638	18775	9,274	3544	35,109
私立	5,053	5,407	228	739	1297	12,724
計	5,931	8,096	19075	10,090	4862	48,054

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程 及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

# 2 特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

#### (1)調查対象

国公私立特別支援学校

※分校は本校に含める。

# (2)調査時点

令和 4 年5月1日現在

※特別支援学校のセンター的機能の取組については令和3年度における実績

# (3)主な調査事項

- ① 特別支援学校のセンター的機能の取組
- ② 特別支援学校の学校数

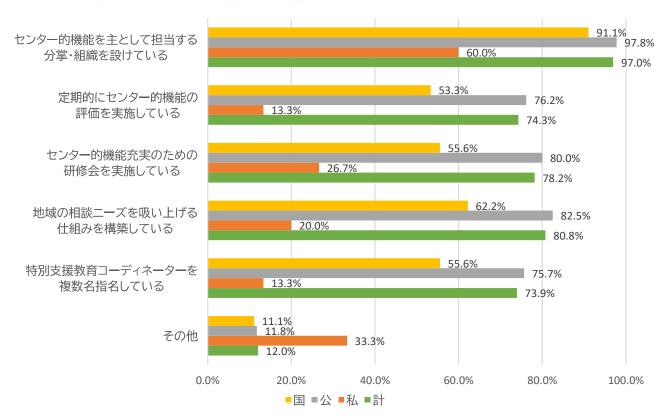
#### (4)調査結果の概要

センター的機能を主として担当する分掌・組織を設けている特別支援学校は 97.0%(前回値: 96.3%)である。センター的機能の取組の内容として、小・中学校等の教員からの相談対応及び自校に在籍する幼児児童生徒以外の子供及び保護者からの相談対応を実施している特別支援学校は 9割以上であり、令和3年度の相談延べ件数は、小・中学校等の教員からの相談が110,387件、子供及び保護者からの相談が92,998件である。

#### (5)調査結果

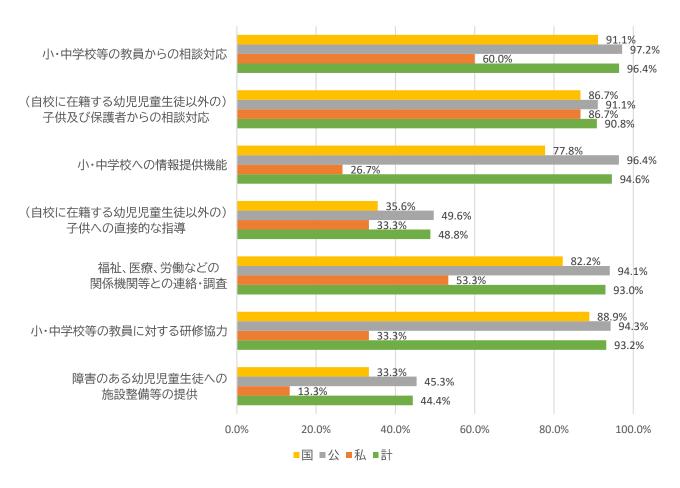
①特別支援学校のセンター的機能の取組

ア センター的機能のための校内体制の整備



※令和3年度における取組。複数回答可。

# イ センター的機能の取組の内容



※令和3年度における取組。複数回答可。

# ウ 令和3年度における相談延べ件数

(件)

	小・中学校等の	教員からの相談	子供及び保護者からの相談			
	相談件数	1校あたりの平均件数	相談件数	1校あたりの平均件数		
国立	1,624	36	1,467	33		
公立	108,593	109	91,045	92		
私立	170	11	486	32		
計	110,387	105	92,998	88		

# ②特別支援学校の学校数

(令和4年5月1日現在)

					令和4年5月1日現在
		国立	公立	私立	計
		(45校)	(995校)	(15校)	(1055校)
	1.視覚	1	58	1	60
	1.1九兄	2.2%	5.8%	6.7%	5.7%
	2.聴覚	1	91	3	95
,, [	2. 心兄	2.2%	9.1%	20.0%	9.0%
幼稚	3.知的	3	15	2	20
部	3.ភាពវ	6.7%	1.5%	13.3%	1.9%
	4.肢体	-	23	1	24
	4.8又1本	-	2.3%	6.7%	2.3%
	r .====	-	11	2	13
	5.病弱	-	1.1%	13.3%	1.2%
	. 10.24	1	79	2	82
	1.視覚	2.2%	13.3%	7.8%	
	- 7-1-116	1	103	4	108
	2.聴覚	2.2%	10.4%	26.7%	10.2%
小	- 1-11	42	545	4	591
学部	3.知的	93.3%	54.8%	26.7%	56.0%
리)		1	340	3	344
	4.肢体	2.2%	34.2%	20.0%	32.6%
		_	142	2	144
	5.病弱	_	14.3%	13.3%	13.6%
		1	78	2	81
	1.視覚	2.2%	7.8%	13.3%	7.7%
_	_,	1	103	4	108
	2.聴覚	2.2%	10.4%	26.7%	10.2%
中		41	544	5	590
学部	3.知的	91.1%	54.7%	33.3%	55.9%
리)		1	337	3	341
	4.肢体	2.2%	33.9%	20.0%	32.3%
-	_		138	2	140
	5.病弱	_	13.9%	13.3%	13.3%
		2	70	2	74
	1.視覚	4.4%	7.0%	13.3%	7.0%
_		1	79	2	82
	2.聴覚	2.2%	7.9%	13.3%	7.8%
高		41	635	10	686
等	3.知的	91.1%	63.8%	66.7%	65.0%
部		1	329	3	333
	4.肢体	2.2%	33.1%	20.0%	31.6%
ŀ		-	109	2	111
	5.病弱		11.0%	13.3%	10.5%
		3	300	7	310
	舎設置学校数	J	300	'	310

<sup>※</sup>特別支援学校が学則等で受入れを明示している全ての障害種を計上。

<sup>※</sup>分校は本校に含める。

<sup>※</sup>下段は、設置者別の全特別支援学校数(国立 45 校、公立 995 校、私立 15 校、計 1,055 校)に占める割合。

<sup>※</sup>寄宿舎設置学校数については、学校が建物を保有していても運営されていない場合は数に含まない。

# 童生徒に関する調査

- (1)調査対象:市区町村教育委員会(指定都市含む)
- (2)調査時点:令和4年5月1日現在

#### (3)主な調査事項

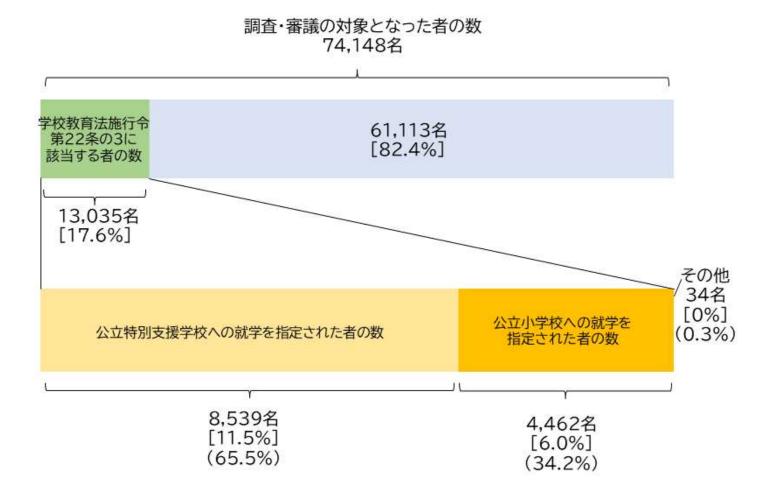
- ① 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として、令和3年度の市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

#### (4)調査結果の概要

- ア 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)のうち、
- ・ 令和3年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は74,148人(令和元年 度は62,442人)。
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者は、13,035人(令和元年度は10,8 87人)。
- ・ 就学指定先が特別支援学校小学部であった者は、8,539人(令和元年度は8,003人)。
- ・ 就学指定先が小学校であった者は4,462人(令和元年度は2,835人)。
- イ 令和4年度の小学校第1学年在籍者のうち、
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数は4,089人(平成30年度は3,064人)。
- ・ 4,089人を学級種別に見ると、3,729人(91.2%)が特別支援学級に在籍(平成30年度は 3,064人に対し2,773人(90.5%))。
- ・ 4,089人を障害種別に見ると、3,536人(86.5%)が知的障害(平成30年度は3,064人に対し2,385人(77.8%))。
- ウ 令和4年度の中学校第1学年在籍者のうち、
- ・ 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数は3,245人(平成30年度は2,042人)。
- ・3,245人を学級種別に見ると、2,977人(91.7%)が特別支援学級に在籍(平成30年度は2,042人に対し1,797人(88.0%))。
- ・ 3,245人を障害種別に見ると、2,842人(87.6%)が知的障害(平成30年度は2,042人に対し1,550人(75.9%))。
- ※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。 また、イ・ウについて、令和元年度調査では学年別の人数は示していないため、かっこ内は平成30年度の人数としている。

## (5)調査結果

- ① 令和4年度の小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として、令和3年度の市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の就学指定先等
- 22条の3に該当する者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、前回調査(約26%)より増加。



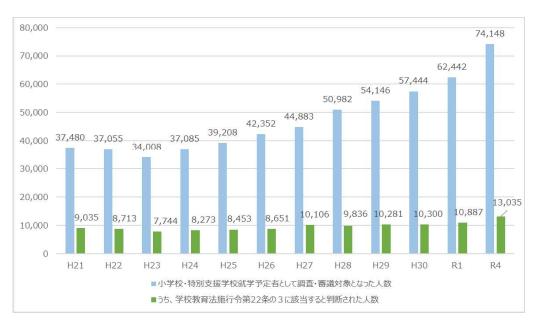
<sup>※ []</sup>内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

<sup>※「</sup>市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

<sup>※「</sup>その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

(参考1)小学校・特別支援学校小学部就学予定者(新第1学年)として市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった人数の推移(単位:人)

● 調査・審議対象となった人数と、そのうち学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された者は増加傾向。



- ※ 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。
- ※ 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。

#### (参考2)公立特別支援学校小学部及び公立小学校への就学指定人数の推移

● 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者のうち、公立小学校への就学を指定された者の割合は、学校教育法施行令改正によって、就学先決定プロセスが現行の仕組みに改められた平成25年以降で最も高い。

	学校教育法第22条の3の規	うち公立特別支援等	学校への就学を指定	うち公立小学校	への就学を指定
	定に該当する障害の程度と判断された人数	人数	割合	人数	割合
H25	8,453	6,190	73.2%	2,230	26.4%
H26	8,651	6,341	73.3%	2,274	26.3%
H27	10,106	6,646	65.8%	3,420	33.8%
H28	9,836	6,704	68.2%	3,079	31.3%
H29	10,281	7,192	70.0%	3,055	29.7%
H30	10,300	7,429	72.1%	2,817	27.3%
R1	10,887	8,003	73.5%	2,835	26.0%
R4	13,035	8,539	65.5%	4,462	34.2%

<sup>※「</sup>割合」は、市区町村教育委員会等において、学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度と判断された人数に占める割合。

<sup>※</sup> 令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による学校・教育委員会の調査回答負担等を勘案し、調査自体を行わなかった。

# ② 学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

#### ア 学級種別在籍者数

(令和4年5月1日現在)

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を 受けている児童生徒	合計
	小学校	3,729	360	53	4,089
	第1学年	(91.2%)	(8.8%)	(1.3%)	(100%)
R4	中学校	2,977	268	24	3,245
	第1学年	(91.7%)	(8.3%)	(0.7%)	(100%)
(参考)	<u> </u>	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064 (100%)
H30	中学校	1,797	245	30	2,042
	第1学年	(88.0%)	(12.0%)	(1.5%)	(100%)

<sup>※ ( )</sup>内は、それぞれに対応する「合計」の数値に占める割合。

# イ 障害種別在籍者数

<小学校>

(令和4年5月1日現在)

小学校 第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を 受けている児童	合計
視覚障害	27	11	2	38
	(0.7%)【71.1%】	(0.3%)【28.9%】	(0.0%)【5.3%】	(0.9%)【100%】
聴覚障害	54	59	47	113
	(1.3%)【47.8%】	(1.4%)【52.2%】	(1.1%)【41.6%】	(2.8%)【100%】
知的障害	3,286 (80.4%) <b>[</b> 92.9% <b>]</b>	250 (6.1%)【7.1%】		3,536 (86.5%)【100%】
肢体不自由	222	27	1	249
	(5.4%)【89.2%】	(0.7%)【10.8%】	(0.0%)【0.4%】	(6.1%)【100%】
病弱	140	13	3	153
	(3.4%)[91.5%]	(0.3%)[8.5%]	(0.1%)【2.0%】	(3.7%)[100%]
合計	3,729	360	53	4,089
	(91.2%)	(8.8%)	(1.3%)	(100%)

<中学校> (令和4年5月1日現在)

				(197日十十つ7月1日76日)
中学校 第1学年	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受 けている生徒	合計
視覚障害	19	17	2	36
	(0.6%)【52.8%】	(0.5%)【47.2%】	(0.0%)【5.6%】	(1.1%)【100%】
聴覚障害	48	35	20	83
	(1.5%)【57.8%】	(1.1%)【42.2%】	(0.6%)【24.1%】	(2.6%)【100%】
知的障害	2,668 (82.2%)[93.9%]	174 (5.4%)【6.1%】		2,842 (87.6%)【100%】
肢体不自由	131	19	2	150
	(4.0%)【87.3%】	(0.6%)【12.7%】	(0.1%)【1.3%】	(4.6%)【100%】
病弱	111	23	0	134
	(3.4%)【82.8%】	(0.7%)【17.2%】	(0.0%)【0.0%】	(4.1%)【100%】
合計	2,977	268	24	3,245
	(91 <b>.</b> 7%)	(8 <b>.</b> 3%)	(0.7%)	(100%)

<sup>※ ()</sup>内は、学校教育法施行令第22条の3に該当する在籍者数(R4:小学校4,089人、中学校3,245人)に対する割合。

<sup>※【】</sup>内は、各障害種に対応する「合計」の数値(小学校第1学年の視覚障害なら38人)に対する割合。

<体制整備状況等調査>

国公私立別・学校種別 実施率

70世4年3月1日96年	公立 私立 計	6 99.2% 51.6% 86.6%	% 86.3% 85.9%	6 99.4% 40.4% 83.7%	55.9% 25.7%	% 99.6% 100.0% 99.6%	% 99.2% 100.0% 99.2%		6 98.3% 62.6% 98.2%	98.3% 62.6% 95.4% 58.3%	98.3% 62.6% 95.4% 58.3% 86.7% 80.5%	98.3% 62.6% 95.4% 58.3% 86.7% 80.5% 80.6% 70.3%	98.3% 62.6% 95.4% 58.3% 86.7% 80.5% 80.6% 70.3% 92.2% 49.4%	98.3% 62.6% 95.4% 58.3% 86.7% 80.5% 80.6% 70.3% 92.2% 49.4%
	国立	%9.26	% 91.4%	% 91.9%	% 25.6%	%0.001	%0.001		88.5%					
	詍	87.4%	%9.98 %	%83.9%	33.7%	% 100.0%	% 100.0%		% 91.4%					
高校	私立	5 55.1%	58.7%	40.0%	6 49.1%	100.0%	% 100.0%		67.4%					
144	公立	99.2%	%8.96	, 100.0%	31.6%	- 100.0%	- 100.0%		96.8%					
	国立	, 100.0%	90.5%	85.7%	16.7%			1			95.7			
	丰	%9.96	96.2%	95.4%	23.8%	99.3%	%9.86%	97.3%		95.6%				
中学校	私立	92.9%	57.4%	38.0%	, 45.2%	100.0%	100.0%	52.8%		, 55.6%				
	公立	100.0%	99.4%	100.0%	23.1%	99.3%	89.86	97.4%		95.7%				
	工国	93.5%	83.1%	%9.68	29.0%	100.0%	100.0%	75.0%		87.5%				
	#	%9.66	99.4%	99.3%	17.6%	%2'66	99.4%	98.4%	L	95.3%	95.3%	87.8% 80.5%	87.8% 80.5% 92.9%	87.8% 80.5% 92.9% 98.1%
校	私立	65.4%	71.9%	43.4%	54.5%	100.0%	100.0%	53.2%		29.7%				
小学校	公立	100.0%	%8.66	100.0%	17.4%	99.7%	99.4%	98.5%		95.3%				
	五国	%9:86	94.4%	94.4%	29.4%	100.0%	100.0%	89.3%		63.1%	63.1%	63.1% 82.4% 70.9%	63.1% 82.4% 70.9% 79.2%	63.1% 82.4% 70.9% 79.2% 93.1%
	##	64.6%	94.8%	%9.69	38.5%	1	I	1		I	83.1%	83.1%	83.1% 75.9% 60.5%	83.1% 75.9% 60.5% 84.2%
批	私立	49.5%	92.5%	41.7%	54.5%	I	I	ı	ı		75.8%			
幼稚園	公立	94.8%	%9.66	95.5%	24.5%	ı	I	ı	ı		92.4%			
	国立	94.1%	100.0%	94.1%	18.8%		I	ı	ı		83.2%			
HOX	Ħ	57.3%	92.9%	46.7%	53.6%	ı	I	ı	ı		87.9%			
こども	私立	52.0%	91.8%	39.4%	%8.09	ı	I	ı	ı		86.3%			
幼保連携認定	公立	- 88.0%	- 99.3%	89.0%	- 35.3%		-				- 92.3%			
	国立										-	1 1	1 1 1	
				あり	7+1	指導計画	支援計画	指導計画	支援計画		作成	作成作成	を 体成 体成 体成 を 体成 を 体成 を を を を を を を を を を	作成       (上海の明記       育支援計画       (こおける)       (こちける)       (こり情報共有
TH 그	調宜坦日	5員会の設置	実態把握の実施	推 名	章 章			通級による	非續		a・b以外の	a iii	a・b以外 <i>g</i> 通常の学線 合理的配	a・b以外の         通常の学級         合理的         個別の教         の作成         関係機関と
K		校内委員	実態	特別支援教育	コーディネーター の指名 b	C	<u>"</u>	٤	日日でおいます。			回がりの指導   回		
		П	2		m						4	4	4	4

※ 「-」はデータなしを示す

育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。 ※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教

<u>もしは、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことが</u> ※3「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専イ

できるよう、学校等において一定の 配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。 ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1 「個別の指導計画の作成」、a-2 「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。 ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1 「個別の指導計画の作成」、b-2 「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc-1「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている

人数の割合を示す。 ※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c - 2 「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の教育支援計画が作

※4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。 成されている人数の割合を 示す。

※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。 ※ 5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

※3 「特別支援教育コーディネーターの指名」のa「指名あり」の「合計」のうち「国立」の割合に誤りがあったため、修正いたしました。※3 「特別支援教育コーディネーターの指名」のb「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。

<令和6年10月1日追記>

令和4年5月1日現在

		1 1	2	3	1	I			4				77/14	4 年 5 月 1 日現在 5
		-	-	特別支										J
				コ-ディネ-					個別の指導計画・個	別の教育支援計画	Ī.			
			D484M48	а	b	特別支	援学級	通級に	よる指導	a・b以外の	)通常の学級	d	e e	特別支援教育に必
		校内委員会の設置	実態把握 の実施			a-1	a-2	b-1	b-2	c-1	c-2		個別の教育支援計	要な体制整備及び
		1	V) X/III	七々さ	専任							合理的配慮	画の作成における	取組を全て実施
				指名済	会压	個別の指導	個別の教育支援	個別の指導	個別の教育支援	個別の指導	個別の教育支援	の明記	関係機関等との	
<u> </u>						計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成		情報共有	
1	北海道	100.0%	99.3%	99.8%	30.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.9%	66.3%	94.0%	99.5%	81.8%
2	青森県	99.1%	96.9%	99.3%	20.9%	99.7%	99.5%	98.4%	96.3%	81.2%	47.6%	96.1%	93.4%	92.6%
3	岩手県	99.3%	99.6%	98.5%	23.2%	97.5%	97.3%	94.3%	63.9%	89.8%	81.1%	79.5%	95.2%	73.2%
4	宮城県	97.7%	99.3%	99.6%	26.6%	99.7%	99.6%	98.5%	89.2%	83.7%	74.2%	84.4%	94.0%	81.7%
5	秋田県	99.7%	99.7%	100.0%	15.4%	100.0%	96.3%	97.7%	91.3%	96.7%	92.7%	91.0%	96.2%	88.7%
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	34.6%	100.0%	100.0%	99.3%	99.3%	94.0%	94.6%	99.5%	97.6%	97.4%
1	福島県	94.0%	98.6%	93.1%	17.8%	99.1%	99.4%	98.6%	97.9%	73.4%	73.6%	94.3%	94.8%	84.0%
8	茨城県	97.6% 100.0%	98.4%	99.9% 99.8%	16.2% 6.2%	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%	100.0%	100.0%	79.2% 97.4%	59.4% 95.8%	95.8% 100.0%	97.1% 97.7%	91.6% 95.4%
9	栃木県 群馬県	98.6%	98.3%	100.0%	15.0%	100.0%	100.0%	94.2%	100.0% 86.5%	89.3%	95.8% 85.4%	85.5%	98.0%	83.7%
11	特馬県 埼玉県	100.0%	100.0%	99.9%	16.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.0%	80.6%	99.8%	98.0%	98.8%
12	- 「「「「」」 「一葉県	100.0%	99.3%	100.0%	11.1%	99.8%	99.9%	94.3%	95.8%	81.2%	80.7%	94.9%	96.2%	91.9%
13	東京都	99.8%	99.0%	99.7%	32.1%	100.0%	98.3%	99.7%	96.0%	73.1%	67.5%	85.8%	96.9%	82.0%
14	神奈川県	99.5%	98.0%	100.0%	46.9%	99.6%	95.5%	96.5%	76.6%	86.7%	87.4%	80.4%	92.0%	69.1%
15	新潟県	99.4%	98.8%	99.0%	18.4%	99.6%	98.5%	91.4%	67.0%	85.6%	79.6%	90.7%	95.2%	87.0%
16	富山県	100.0%	96.8%	100.0%	11.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.6%	47.1%	88.2%	91.7%	84.7%
17	石川県	99.7%	99.4%	99.4%	25.4%	99.8%	99.3%	96.3%	97.8%	91.1%	94.4%	96.1%	98.2%	95.2%
18	福井県	95.8%	100.0%	94.0%	22.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.9%	85.9%	93.4%	97.3%	85.5%
19	山梨県	100.0%	99.0%	100.0%	27.1%	95.6%	99.3%	80.7%	93.7%	81.8%	60.6%	100.0%	97.2%	90.3%
20	長野県	98.9%	99.2%	98.7%	16.1%	95.9%	89.7%	88.9%	76.9%	75.3%	53.0%	86.6%	95.4%	82.6%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	29.3%	98.9%	100.0%	98.7%	100.0%	76.5%	82.1%	100.0%	98.5%	99.2%
22	静岡県	99.6%	99.7%	99.3%	27.3%	96.7%	99.0%	91.3%	95.9%	88.2%	86.8%	85.2%	92.0%	82.4%
23	愛知県	99.4%	99.6%	99.6%	23.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.5%	79.4%	96.8%	97.4%	95.2%
24	三重県	96.6%	98.7%	97.3%	43.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.8%	77.4%	86.7%	95.8%	81.5%
25	滋賀県	99.6%	100.0%	100.0%	40.0%	100.0%	100.0%	99.5%	97.5%	92.4%	89.8%	89.2%	99.2%	88.0%
26	京都府	98.8%	100.0%	99.7%	13.1%	100.0%	100.0%	99.7%	98.9%	86.5%	84.6%	89.5%	97.1%	87.5%
27	大阪府	99.7%	99.3%	98.5%	30.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	75.8%	65.9%	95.5%	98.5%	90.4%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	2.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.7%	74.8%	92.1%	97.1%	87.9%
29	奈良県	96.4%	98.9%	100.0%	18.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.1%	91.8%	89.5%	95.6%	83.8%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	15.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.1%	60.7%	98.6%	96.4%	88.9%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	98.2%	26.0%	99.4%	99.7%	97.7%	96.4%	97.1%	87.5%	77.6%	97.8%	71.7%
32	島根県	99.7%	99.5%	100.0%	13.7%	93.0%	90.5%	88.7%	83.3%	81.9%	68.9%	79.5%	98.5%	70.9%
33	岡山県	98.1%	100.0%	100.0%	13.3%	99.8%	99.8%	100.0%	100.0%	96.3%	96.8%	93.5%	96.7%	89.5%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	12.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.8%	92.5%	100.0%	99.5%	97.0%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.7%	89.2%	100.0%	100.0%	100.0%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	14.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.1%	83.4%	100.0%	99.5%	95.6%
37	香川県	96.6%	98.3%	97.8%	19.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	79.3%	56.4%	86.0%	92.7%	77.3%
38	変媛県	100.0% 99.1%	100.0%	100.0% 99.4%	12.1% 0.9%	100.0% 99.4%	100.0% 97.1%	100.0% 94.0%	100.0% 86.5%	96.5%	92.8% 82.5%	100.0% 84.7%	100.0% 95.9%	100.0% 79.7%
40	高知県 福岡県	99.1%	99.9%	99.4%	13.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.7%	67.2%	98.3%	95.9%	94.2%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	28.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.9%	90.8%	89.5%	93.8%	89.1%
42	長崎県	99.1%	98.9%	99.8%	22.9%	97.9%	99.8%	98.9%	98.1%	82.0%	83.8%	92.6%	93.8%	87.6%
43	熊本県	99.8%	99.7%	99.8%	18.3%	99.8%	99.8%	98.2%	98.1%	88.8%	76.4%	96.7%	95.8%	94.1%
44	大分県	99.6%	98.8%	99.0%	21.1%	99.8%	99.6%	99.4%	81.9%	95.5%	69.8%	95.1%	98.0%	90.1%
45	宮崎県	99.3%	99.3%	99.3%	25.6%	99.8%	99.9%	95.8%	96.1%	84.4%	82.4%	89.4%	95.3%	86.5%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	93.5%	94.7%	98.7%	93.3%
47	沖縄県	98.2%	98.4%	100.0%	27.9%	99.8%	99.7%	97.8%	99.7%	87.3%	85.9%	85.2%	93.9%	81.5%
48	全体	99.2%	99.3%	99.4%	21.3%	99.6%	99.2%	98.3%	95.4%	86.7%	80.6%	92.2%	96.8%	87.7%
70	-IL- PY-	J J. L /0	33.370	33.470	21.070	33.070	JJ.L/0	30.370	33.470	00.170	00.070	J2.2/0	30.070	01.170

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

- ※ 3「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- imes 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、令和6年10月1日付けで修正いたしました。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の 割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1 「個別の指導計画の作成」、b-2 「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c -1 「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c-2 「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実
- ※ 4「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c -2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実 際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要 な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 5 「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。
- <令和 6 年10月1日追記>
- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。

#### <体制整備状況等調査>

#### 幼保連携型認定こども園(公立)実施率

令和4年5月1日現在

		1	2	3	}		4					
					援教育 -ターの指名		個別の指導計画・個	別の教育支援計画	Đị	性叩士~~数去!-		
		校内委員会の設	実態把握	а	b	а	b	С	d	特別支援教育に 必要な体制整備		
		置	の実施	指名済	専任	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	合理的配慮 の明記	個別の教育支援 計画の作成にお ける関係機関等 との	及び取組を全て実施		
1	 北海道	100.0%	100.0%	85.0%	35.3%	100.0%	49.0%	100.0%	100.0%	65.0%		
2	 青森県	_		_	_	_	_	_	_	_		
3	岩手県	84.6%	100.0%	76.9%	70.0%	80.0%	60.0%	46.2%	84.6%	38.5%		
4	宮城県	71.4%	100.0%	100.0%	71.4%	94.4%	66.7%	85.7%	100.0%	57.1%		
5	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	45.5%	90.7%	88.2%	63.6%	72.7%	63.6%		
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	96.4%	52.0%	80.0%	80.0%	60.0%		
7	福島県	37.9%	93.1%	34.5%	40.0%	97.5%	75.5%	82.8%	89.7%	20.7%		
8	茨城県	95.2%	100.0%	95.2%	45.0%	98.6%	74.1%	95.2%	95.2%	81.0%		
9	栃木県	100.0%	100.0%	66.7%	50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%		
10	群馬県	80.0%	100.0%	100.0%	40.0%	77.0%	81.8%	100.0%	100.0%	80.0%		
11	埼玉県	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%		
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	45.5%	79.5%	80.8%	75.8%	81.8%	66.7%		
13	東京都	77.8%	100.0%	77.8%	14.3%	93.6%	100.0%	77.8%	88.9%	77.8%		
14	神奈川県	83.3%	100.0%	100.0%	16.7%	100.0%	64.0%	58.3%	75.0%	50.0%		
15	新潟県	80.0%	100.0%	60.0%	66.7%	100.0%	100.0%	60.0%	100.0%	40.0%		
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	50.0%	50.0%	70.0%	10.0%		
17	石川県	50.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%		
18	福井県	44.0%	100.0%	72.0%	33.3%	76.2%	66.7%	68.0%	88.0%	20.0%		
19	山梨県	_	_	_	1	-	_	_	_	_		
20	長野県	100.0%	100.0%	57.1%	0.0%	100.0%	50.0%	85.7%	100.0%	57.1%		
21	岐阜県	_	_	_		_	_	_	_	_		
22	静岡県	97.6%	100.0%	96.3%	46.8%	94.9%	87.2%	96.3%	95.1%	89.0%		
23	愛知県	73.1%	100.0%	73.1%	78.9%	91.8%	54.8%	100.0%	96.2%	73.1%		
24	三重県	71.4%	95.2%	71.4%	53.3%	89.8%	87.0%	81.0%	85.7%	66.7%		
25	滋賀県	94.7%	100.0%	100.0%	65.8%	98.2%	97.4%	89.5%	100.0%	84.2%		
26	京都府	75.0%	100.0%	100.0%	35.0%	91.5%	93.8%	65.0%	100.0%	50.0%		
27	大阪府	93.3%	100.0%	73.3%	60.6%	98.2%	85.4%	78.9%	93.3%	48.9%		
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	11.2%	87.4%	90.6%	80.9%	91.0%	66.3%		
29	奈良県	82.1%	100.0%	100.0%	20.5%	83.9%	77.1%	87.2%	97.4%	69.2%		
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	82.3%	37.5%	71.4%	85.7%	14.3%		
31	鳥取県	100.0%	100.0%	76.5%	23.1%	98.6%	72.4%	58.8%	94.1%	41.2%		
32 33	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
34	岡山県 一	84.1%	100.0%	100.0%	3.2%	98.7%	98.7%	92.1%	98.4%	74.6%		
35	広島県  山口県	100.0% 100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0% 80.6%	100.0% 83.3%	100.0%	100.0%	100.0%		
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	16.7%	90.8%	80.6%	100.0%	94.4%	83.3%		
37		82.9%	97.6%	87.8%	22.2%	95.1%	63.7%	78.0%	78.0%	46.3%		
38		100.0%	100.0%	100.0%	60.0%	56.8%	57.1%	100.0%	100.0%	100.0%		
39	三	66.7%	100.0%	88.9%	12.5%	95.3%	42.9%	77.8%	88.9%	44.4%		
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	63.0%	63.0%	100.0%	66.7%	100.0%		
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
42		66.7%	100.0%	100.0%	50.0%	54.3%	40.0%	100.0%	100.0%	50.0%		
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%		
44	大分県	83.3%	100.0%	83.3%	60.0%	100.0%	35.7%	100.0%	100.0%	83.3%		
45	宮崎県	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		
47	沖縄県	95.3%	97.7%	100.0%	37.2%	92.3%	84.9%	88.4%	97.7%	76.7%		
=	全体	88.0%	99.3%	89.0%	35.3%	92.3%	83.5%	83.6%	92.4%	64.0%		
48	全体	88.0%	99.3%	89.0%	35.3%	92.3%	83.5%	83.6%	92.4%	64.0%		

<sup>※ 「</sup>一」はデータなしを示す。

- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。
- なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、令和6年10月1日付けで修正いたしました。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa 「個別の指導計画の作成」は、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画 が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の教育支援計画の作成」は、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育 支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとして いる 学校等の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生 徒本人 やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 5 「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。
- <令和6年10月1日追記>
- $\times$  3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。

# <体制整備状況等調査> 幼稚園(公立)実施率

令和4年5月1日現在

		1	2	3	3	→ 1				
				特別支 コ-ディネ·	援教育 -タ-の指名		個別の指導計画・個	別の教育支援計画	Ξi	#+ DI ++ 452 * #- <b>*</b>
		校内委員会の設	実態把握	а	b	а	b	С	d	特別支援教育に 必要な体制整備
		置	の実施	指名済	専任	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	合理的配慮 の明記	個別の教育支援 計画の作成にお ける関係機関等 との	及び取組を全て実施
1	北海道	100.0%	100.0%	97.4%	52.6%	97.1%	85.6%	92.3%	100.0%	71.8%
2	青森県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	_	_	50.0%	50.0%	0.0%
3	岩手県	93.1%	96.6%	86.2%	32.0%	95.6%	98.0%	75.9%	89.7%	48.3%
4	宮城県	77.4%	100.0%	94.3%	54.0%	79.4%	71.4%	67.9%	88.7%	56.6%
5	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	28.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
7	福島県	73.0%	99.0%	63.0%	52.4%	84.1%	80.7%	83.0%	91.0%	45.0%
8	茨城県	90.7%	100.0%	100.0%	44.2%	92.4%	84.1%	93.0%	97.7%	79.1%
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	_	100.0%	100.0%	100.0%
10	群馬県	94.7%	100.0%	100.0%	33.3%	93.3%	78.6%	80.7%	91.2%	77.2%
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	25.6%	85.2%	91.0%	97.4%	92.3%	61.5%
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	15.5%	83.7%	79.0%	94.4%	97.2%	88.7%
13	東京都	98.0%	100.0%	97.4%	28.6%	94.1%	78.5%	78.8%	92.1%	69.5%
14	神奈川県	85.7%	88.6%	100.0%	11.4%	75.6%	61.5%	54.3%	57.1%	37.1%
15	新潟県	81.0%	100.0%	71.4%	13.3%	95.5%	79.2%	85.7%	95.2%	47.6%
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	91.8%	18.8%	70.0%	60.0%	30.0%
17	石川県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	_	85.7%	100.0%	100.0%	100.0%
18	福井県	100.0%	100.0%	45.8%	27.3%	88.9%	83.3%	91.7%	100.0%	41.7%
19	山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	71.4%	100.0%	100.0%	50.0%
20	長野県	57.1%	100.0%	28.6%	50.0%	85.7%	60.5%	85.7%	100.0%	14.3%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	86.0%	78.8%	100.0%	100.0%	100.0%
22	静岡県	98.8%	100.0%	97.0%	29.0%	93.6%	91.5%	87.4%	89.8%	83.8%
23	愛知県	96.2%	100.0%	100.0%	43.4%	97.5%	82.7%	94.3%	98.1%	92.5%
24	三重県	82.7%	99.0%	87.8%	26.7%	89.4%	84.6%	76.5%	87.8%	57.1%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	64.4%	97.4%	95.6%	89.4%	99.0%	88.5%
26	京都府	93.0%	100.0%	95.3%	26.8%	98.6%	79.2%	74.4%	93.0%	67.4%
27	大阪府	100.0%	100.0%	97.4%	34.6%	87.3%	81.2%	87.8%	94.9%	69.9%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	9.1%	94.6%	78.9%	91.8%	93.0%	80.7%
29	奈良県	90.9%	100.0%	100.0%	11.1%	96.3%	88.5%	97.0%	98.0%	85.9%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	2.8%	94.9%	53.8%	88.9%	83.3%	41.7%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	13.1%	64.9%	58.1%	88.5%	96.7%	67.2%
33	岡山県	96.7%	100.0%	100.0%	2.0%	99.9%	99.0%	96.7%	97.4%	90.2%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	14.0%	97.9%	94.0%	100.0%	100.0%	93.0%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	98.4%	80.6%	100.0%	100.0%	100.0%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	11.8%	92.5%	80.6%	100.0%	98.5%	92.6%
37	香川県	94.3%	100.0%	98.6%	1.4%	89.6%	65.6%	80.0%	94.3%	71.4%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	16.7%	91.0%	90.1%	100.0%	100.0%	100.0%
39	高知県	100.0%	100.0%	88.9%	0.0%	100.0%	81.3%	66.7%	100.0%	44.4%
40	福岡県	69.2%	100.0%	69.2%	27.8%	67.3%	57.2%	92.3%	100.0%	42.3%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	80.0%
42	長崎県	85.0%	95.0%	95.0%	15.8%	72.7%	87.2%	80.0%	95.0%	40.0%
43	熊本県	95.7%	91.3%	95.7%	13.6%	100.0%	74.4%	95.7%	91.3%	78.3%
44	大分県	98.7%	100.0%	94.7%	26.4%	96.4%	70.5%	88.2%	92.1%	72.4%
45	宮崎県	72.7%	100.0%	72.7%	62.5%	100.0%	100.0%	72.7%	90.9%	63.6%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	84.8%	91.8%	77.4%	88.7%	73.6%
47	沖縄県	92.5%	99.2%	100.0%	19.2%	96.0%	97.4%	68.3%	85.8%	66.7%
48	全体	94.8%	99.6%	95.5%	24.5%	92.4%	84.7%	87.0%	93.3%	74.0%

※ 幼稚園には幼稚園型認定こども園を含める。

- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。 なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、令和6年10月1日付けで修正いたしました。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa 「個別の指導計画の作成」は、学校等が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画 が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb「個別の教育支援計画の作成」は、学校等が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育 支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとして いる 学校等の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、幼児児童生 徒本人 やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 5 「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

# <令和6年10月1日追記>

imes 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。

令和4年5月1日現在

2 3 4 5	北海道青森県	1 校内委員会の設 置	2 実態把握 の実施	3 特別支: コ-ディネ- a	援教育				4 MRII o 15 X = 1 = 7					5
2 3 4 5				コ-ディネ-					MIDILA HOWELL TO THE	100 - 34	_			
2 3 4 5							個別の指導計画・個別の教育支援計画							
2 3 4 5					b	特別支	支援学級	通級に	よる指導	a・b以外の	)通常の学級	d	е	特別支援教育に必
2 3 4 5		<u></u>	*> × ///			a-1	a-2	b-1	b-2	c-1	c-2		個別の教育支援計	
2 3 4 5				指名済	専任	個別の指導					個別の教育支援	合理的配慮	画の作成における	取組を全て実施
2 3 4 5				11/11/11	分江	計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	個別の指導 計画の作成	個別の教育支援 計画の作成	個別の指導 計画の作成	計画の作成	の明記	関係機関等との	
2 3 4 5													情報共有	
3 4 5	青森県	100.0%	99.7%	100.0%	27.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.4%	66.0%	92.9%	99.8%	80.1%
5		100.0%	98.4%	100.0%	16.7%	99.6%	99.5%	98.3%	95.8%	85.6%	46.9%	97.7%	96.1%	96.1%
5	岩手県	100.0%	100.0%	100.0%	19.2%	97.4%	98.1%	96.4%	64.0%	95.1%	89.8%	80.5%	96.5%	78.4%
$\vdash$	宮城県	100.0%	100.0%	100.0%	22.8%	100.0%	100.0%	99.2%	89.9%	86.0%	78.3%	91.6%	98.9%	91.3%
	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	12.4%	100.0%	96.2%	98.0%	91.9%	97.8%	93.0%	92.7%	99.4%	92.1%
-	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	33.2%	100.0%	100.0%	99.2%	99.2%	96.6%	96.1%	100.0%	100.0%	100.0%
$\vdash$	福島県 茨城県	100.0%	100.0%	100.0%	9.2%	99.6%	99.9%	99.1%	98.1% 100.0%	79.8% 78.1%	80.7% 58.9%	98.7%	98.0%	98.0% 99.1%
$\vdash$	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	4.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.8%	96.4%	100.0%	98.0%	94.8%
$\vdash$	物不宗 群馬県	100.0%	99.3%	100.0%	11.9%	100.0%	100.0%	94.5%	87.3%	89.0%	89.2%	85.4%	98.7%	85.1%
$\vdash$	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	14.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.3%	81.6%	100.0%	99.4%	100.0%
$\vdash$	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	6.1%	99.9%	99.9%	94.8%	96.3%	82.6%	80.5%	95.7%	98.3%	94.8%
$\vdash$	東京都	100.0%	99.5%	100.0%	30.0%	100.0%	98.5%	99.8%	95.8%	76.1%	71.9%	87.2%	98.7%	84.7%
$\vdash$	神奈川県	100.0%	98.6%	100.0%	62.9%	99.7%	96.2%	97.0%	76.3%	88.5%	87.8%	82.7%	97.5%	78.7%
-	新潟県	100.0%	99.8%	100.0%	12.1%	99.8%	98.7%	92.2%	64.8%	88.1%	80.5%	94.4%	97.7%	92.3%
$\vdash$	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	4.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.8%	50.7%	94.4%	96.1%	94.4%
$\vdash$	石川県	100.0%	100.0%	100.0%	14.4%	99.7%	99.7%	96.0%	97.3%	89.7%	94.3%	99.5%	98.5%	99.5%
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	16.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	89.2%	88.3%	97.8%	97.8%	97.8%
19	山梨県	100.0%	98.8%	100.0%	19.4%	97.3%	99.3%	81.4%	95.9%	84.3%	56.6%	100.0%	97.6%	93.5%
20	長野県	100.0%	100.0%	100.0%	6.8%	96.1%	94.3%	88.7%	77.3%	80.4%	60.2%	88.4%	97.2%	86.4%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	23.4%	99.5%	100.0%	99.6%	100.0%	64.0%	78.8%	100.0%	100.0%	100.0%
22	静岡県	100.0%	99.8%	100.0%	23.0%	96.9%	98.8%	91.1%	95.4%	87.2%	85.8%	83.7%	94.9%	81.9%
23	愛知県	100.0%	99.8%	100.0%	18.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.0%	79.8%	97.9%	99.5%	97.4%
24	三重県	100.0%	100.0%	100.0%	41.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.2%	75.4%	90.7%	99.1%	90.1%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	100.0%	99.3%	97.4%	91.3%	88.2%	90.5%	99.1%	90.5%
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	6.2%	100.0%	100.0%	99.7%	98.6%	88.0%	87.4%	91.9%	99.2%	92.1%
-	大阪府	100.0%	99.9%	100.0%	21.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	72.5%	59.8%	98.5%	99.8%	97.7%
$\vdash$	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	73.5%	92.9%	99.0%	92.0%
$\vdash$	奈良県	100.0%	98.4%	100.0%	18.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.1%	94.4%	92.1%	97.9%	89.9%
-	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	10.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.2%	58.3%	100.0%	98.3%	97.0%
-	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	12.4%	99.6%	99.6%	97.9%	97.9%	97.9%	94.0%	78.5%	99.2%	75.2%
$\overline{}$	島根県	100.0%	99.0%	100.0%	8.0%	94.8%	89.8%	91.9%	87.3%	88.4%	73.0%	75.9%	99.0%	72.4%
$\vdash$	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	12.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.9%	97.7%	93.3%	97.6%	91.7%
	広島県 山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0% 100.0%	97.2% 85.7%	92.4% 81.3%	100.0%	100.0%	96.9% 100.0%
-	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	6.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3%	81.3%	100.0%	100.0%	96.3%
-	個馬県 香川県	100.0%	99.3%	100.0%	19.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.3% 82.1%	62.3%	88.7%	97.4%	96.3% 85.4%
$\vdash$	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	4.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.2%	94.0%	100.0%	100.0%	100.0%
-	高知県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	99.7%	98.2%	93.2%	85.3%	95.2%	88.9%	85.0%	96.3%	82.4%
-	福岡県	100.0%	99.9%	100.0%	7.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.2%	65.6%	98.9%	98.2%	97.7%
-	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	22.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	89.2%	88.6%	97.0%	88.6%
-	長崎県	100.0%	99.7%	100.0%	16.2%	98.6%	99.9%	98.7%	97.9%	85.1%	86.5%	92.4%	98.7%	92.4%
-	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	12.6%	99.7%	99.7%	99.4%	98.7%	90.1%	71.9%	96.4%	96.4%	95.2%
-	大分県	100.0%	100.0%	100.0%	13.3%	99.9%	99.5%	99.2%	85.5%	96.5%	71.5%	97.2%	100.0%	94.8%
-	宮崎県	100.0%	99.1%	100.0%	16.5%	100.0%	100.0%	98.1%	96.9%	89.7%	85.8%	89.2%	96.1%	87.0%
-	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.0%	95.3%	96.6%	99.4%	96.3%
-	沖縄県	100.0%	100.0%	100.0%	24.8%	100.0%	99.8%	97.5%	99.6%	89.2%	88.6%	91.9%	96.5%	90.7%
48	全体	100.0%	99.8%	100.0%	17.4%	99.7%	99.4%	98.5%	95.3%	87.8%	80.5%	93.7%	98.6%	91.7%

※ 小学校には義務教育学校前期課程を含める。

※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援 教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。

※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1 「個別の指導計画の作成」、b-2 「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示

※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c -1 「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c -2 「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。

※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、児童本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報 共有を図っている 学校等の割合を示す

※ 5「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している 学校等 の割合を示す。

<令和 6 年10月1日追記>

※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。

令和4年5月1日現在

													令和 4	4年5月1日現在
		1	2	3	3 4								5	
				特別支 コ <b>-</b> ディネ-		個別の指導計画・個別の教育支援計画								WH 011
		校内委員会の設	実態把握	а	b	特別支	援学級	通級に	よる指導	a・b以外の	)通常の学級	d	е	】特別支援教育に 必要な体制整備
		依内安貝芸の設   置	夫悲だ姪 の実施			a-1	a-2	b-1	b-2	c-1	c-2	_	個別の教育支援	ひ安な体制金属 及び取組を全て
			の夫心	40.00	書 ば							合理的配慮	計画の作成にお	実施
				指名済	専任	個別の指導	個別の教育支援	個別の指導	個別の教育支援	個別の指導	個別の教育支援	の明記	ける関係機関等	2,50
						計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成		との	
1	北海道	100.0%	98.8%	100.0%	30.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	86.8%	68.8%	94.4%	99.3%	85.2%
2	青森県	100.0%	96.6%	100.0%	21.1%	99.8%	99.4%	97.9%	97.2%	56.5%	36.8%	98.0%	93.2%	93.9%
3	岩手県	100.0%	100.0%	100.0%	23.8%	97.6%	95.6%	76.5%	63.0%	75.7%	63.7%	78.2%	97.3%	72.8%
4	宮城県	100.0%	98.5%	100.0%	23.6%	99.0%	98.9%	93.1%	83.5%	78.8%	65.9%	86.2%	94.9%	84.6%
5	秋田県	100.0%	100.0%	100.0%	19.3%	100.0%	96.4%	96.6%	90.5%	94.1%	94.4%	97.2%	100.0%	95.4%
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	44.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.0%	96.4%	100.0%	100.0%	100.0%
7	福島県	100.0%	99.1%	100.0%	14.7%	97.6%	98.0%	95.2%	96.8%	52.7%	61.6%	98.1%	96.7%	93.8%
8	茨城県	100.0%	98.7%	100.0%	13.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	69.9%	52.2%	97.4%	97.8%	95.2%
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	10.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.5%	94.5%	100.0%	98.7%	96.2%
10	群馬県	100.0%	98.7%	100.0%	18.4%	99.9%	99.9%	91.2%	80.4%	92.5%	73.9%	84.8%	98.7%	84.2%
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	19.8%	99.9%	99.9%	100.0%	100.0%	73.6%	71.2%	100.0%	98.8%	100.0%
12	千葉県	100.0%	100.0%	100.0%	15.5%	99.6%	99.8%	87.2%	88.9%	73.5%	79.8%	95.7%	95.9%	91.8%
13	東京都	100.0%	99.7%	100.0%	37.0%	100.0%	97.9%	99.4%	96.8%	56.4%	55.1%	87.1%	97.9%	83.6%
14	神奈川県	100.0%	97.6%	100.0%	32.6%	99.2%	93.5%	94.1%	78.6%	75.5%	86.4%	81.2%	96.6%	73.2%
15	新潟県	100.0%	98.7%	100.0%	25.9%	99.2%	98.0%	85.5%	78.7%	74.0%	73.2%	90.4%	95.6%	89.0%
16	富山県	100.0%	100.0%	100.0%	5.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.8%	44.7%	92.2%	96.1%	92.2%
17	石川県	100.0%	100.0%	100.0%	31.4%	100.0%	98.3%	97.6%	100.0%	93.8%	94.1%	97.7%	100.0%	97.7%
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	23.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	84.8%	83.9%	93.2%	97.3%	91.9%
19	山梨県	100.0%	98.8%	100.0%	39.0%	91.7%	99.4%	76.8%	90.0%	67.6%	64.7%	100.0%	98.8%	86.6%
20	長野県	100.0%	99.5%	100.0%	21.1%	95.5%	81.6%	89.0%	76.0%	67.2%	35.7%	90.8%	99.5%	87.0%
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	29.5%	97.5%	100.0%	94.0%	100.0%	83.9%	91.0%	100.0%	99.4%	99.4%
22	静岡県	100.0%	99.2%	100.0%	28.3%	96.3%	99.6%	92.1%	98.4%	87.5%	88.4%	86.4%	93.8%	84.1%
23	愛知県	100.0%	99.8%	100.0%	24.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.1%	79.7%	97.6%	98.6%	97.4%
24	三重県	100.0%	97.3%	100.0%	44.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	79.2%	76.9%	90.0%	97.3%	86.0%
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	21.4%	100.0%	100.0%	100.0%	97.7%	94.1%	91.7%	87.8%	100.0%	87.8%
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	17.2%	99.9%	99.9%	99.8%	99.8%	84.1%	80.2%	92.9%	96.4%	92.3%
27	大阪府	100.0%	98.9%	100.0%	34.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	70.1%	63.8%	98.7%	100.0%	96.3%
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	82.2%	74.2%	90.9%	96.5%	88.8%
29	奈良県	100.0%	98.0%	100.0%	27.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	94.5%	97.1%	87.3%	95.1%	85.3%
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	14.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	35.5%	63.5%	100.0%	99.2%	96.6%
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	27.6%	99.0%	100.0%	100.0%	94.9%	96.3%	93.5%	81.0%	96.6%	75.9%
32	島根県	100.0%	100.0%	100.0%	14.9%	89.8%	91.8%	82.9%	74.4%	46.5%	56.3%	75.5%	97.9%	68.1%
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	26.1%	99.4%	99.4%	100.0%	100.0%	91.9%	92.2%	97.4%	96.7%	93.5%
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	15.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.2%	90.2%	100.0%	99.6%	97.4%
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.6%	97.5%	100.0%	100.0%	100.0%
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	29.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.2%	85.9%	100.0%	100.0%	98.8%
37	香川県	98.5%	98.5%	96.9%	33.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	37.0%	16.7%	92.3%	93.8%	87.7%
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	14.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	95.6%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%
39	高知県	100.0%	100.0%	100.0%	1.0%	98.6%	94.5%	94.1%	94.1%	81.8%	72.2%	87.8%	100.0%	82.7%
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	19.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	70.4%	67.3%	98.2%	97.3%	95.8%
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	30.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.7%	91.8%	94.4%	94.4%	93.3%
42	長崎県	100.0%	99.4%	100.0%	30.4%	96.0%	99.5%	99.4%	98.9%	79.7%	84.5%	94.4%	97.0%	90.5%
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	20.6%	100.0%	100.0%	100.0%	98.4%	86.5%	80.0%	98.2%	97.6%	97.6%
44	大分県	100.0%	100.0%	100.0%	25.0%	99.5%	99.7%	100.0%	55.3%	92.5%	59.4%	95.8%	99.2%	95.0%
-														
45	宮崎県	100.0%	100.0%	100.0%	27.6%	99.4%	99.6%	82.8%	91.2%	79.4%	87.2%	92.9%	97.6%	90.6%
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	92.7%	90.6%	95.3%	99.5%	94.9%
47	沖縄県	100.0%	98.6%	100.0%	29.1%	99.3%	99.5%	98.9%	100.0%	87.8%	88.5%	87.2%	95.7%	83.7%
48	全体	100.0%	99.4%	100.0%	23.1%	99.3%	98.6%	97.4%	95.7%	82.3%	80.0%	93.4%	97.8%	90.4%

- ※ 中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含める。
- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援 教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。
- % 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、令和6年10月1日付けで修正いたしました。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb-1 「個別の指導計画の作成」、b-2 「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c 1 「個別の指導計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の c -2 「個別の教育支援計画の作成」は、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe 「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、児童本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と必要な情報 共有を図っている 学校等の割合を示す。
- ※ 5 「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的配慮の明記の項目全てを実施している 学校等の割合を示す。
- <令和6年10月1日追記>
- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。

# <体制整備状況等調査>

#### 高等学校(公立) 実施率

令和4年5月1日現在

		1	2	,	3	ı			4		T II T	年 5 月 1 日現在 5	
		1	2			+					5		
1					援教育 -タ-の指名		ſ	個別の指導計画・個別の教育支援計画					
						\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1 -9 11-14-14-1	NZ 47 N. 41 a	12 W = WW			特別支援教育に	
		校内委員会の設	実態把握	а	b		よる指導		)通常の学級	d	e (四四 a */- 本本 本 本	必要な体制整備	
		置	の実施			a-1	a-2	b	С	合理的配慮	個別の教育支援 計画の作成にお	及び取組を全て	
				指名済	専任	個別の指導	個別の教育支援	個別の指導	個別の教育支援	の明記	ける関係機関等	実施	
						計画の作成	計画の作成	計画の作成	計画の作成	-2.7340	との		
1	北海道	100.0%	98.7%	100.0%	36.2%	100.0%	100.0%	72.8%	59.7%	97.8%	98.2%	83.5%	
2	青森県	98.0%	92.2%	100.0%	41.2%	100.0%	100.0%	81.8%	78.9%	86.3%	84.3%	76.5%	
3	岩手県	100.0%	98.5%	98.5%	29.2%	75.0%	62.5%	71.6%	63.7%	86.4%	89.4%	69.7%	
4	宮城県	97.4%	97.4%	100.0%	29.9%	100.0%	100.0%	20.0%	13.8%	58.4%	72.7%	49.4%	
5	秋田県	97.9%	97.9%	100.0%	10.6%	100.0%	66.7%	85.4%	52.9%	76.6%	80.9%	66.0%	
6	山形県	100.0%	100.0%	100.0%	26.1%	100.0%	100.0%	63.4%	56.3%	97.8%	82.6%	82.6%	
7	福島県	94.9%	92.3%	100.0%	38.5%	100.0%	100.0%	30.1%	29.6%	80.8%	80.8%	60.3%	
8	茨城県	87.4%	88.4%	100.0%	26.3%	100.0%	100.0%	71.4%	38.4%	80.0%	81.1%	60.0%	
9	栃木県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	88.5%	88.2%	100.0%	93.3%	98.3%	
10	群馬県	93.9%	90.9%	100.0%	3.0%	98.0%	92.2%	66.7%	52.3%	90.9%	98.5%	81.8%	
11	埼玉県	100.0%	100.0%	100.0%	19.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
12	千葉県	100.0%	92.1%	100.0%	15.7%	100.0%	94.7%	82.8%	90.2%	92.9%	87.4%	82.7%	
13	東京都	100.0%	92.7%	100.0%	34.4%	96.3%	84.1%	12.5%	15.0%	78.1%	85.9%	69.3%	
14	神奈川県	100.0%	97.5%	100.0%	9.3%	89.7%	79.5%	87.7%	87.5%	73.9%	59.6%	16.1%	
15	新潟県	100.0%	94.4%	100.0%	29.2%	100.0%	84.6%	81.5%	92.1%	76.4%	82.0%	67.4%	
16	富山県	100.0%	74.4%	100.0%	41.0%	100.0%	100.0%	42.9%	40.0%	66.7%	76.9%	59.0%	
17	石川県	100.0%	95.6%	100.0%	64.4%	100.0%	100.0%	94.7%	95.2%	82.2%	95.6%	75.6%	
18	福井県	100.0%	100.0%	100.0%	52.0%	100.0%	100.0%	43.0%	33.3%	88.0%	100.0%	84.0%	
19	山梨県	100.0%	100.0%	100.0%	32.4%	95.7%	43.5%	57.7%	72.2%	100.0%	91.2%	85.3%	
20	長野県	95.1%	95.1%	100.0%	45.7%	96.0%	68.0%	35.7%	31.8%	69.1%	77.8%	64.2%	
21	岐阜県	100.0%	100.0%	100.0%	42.4%	89.8%	100.0%	85.2%	76.1%	100.0%	86.4%	93.9%	
22	静岡県	100.0%	100.0%	100.0%	27.4%	100.0%	100.0%	84.8%	65.5%	75.8%	73.7%	72.6%	
23	愛知県	100.0%	97.5%	100.0%	39.9%	100.0%	100.0%	80.4%	79.0%	88.3%	82.2%	81.0%	
24	三重県	100.0%	94.7%	100.0%	78.9%	100.0%	100.0%	88.4%	83.6%	73.7%	89.5%	64.9%	
25	滋賀県	100.0%	100.0%	100.0%	94.0%	100.0%	100.0%	88.9%	88.0%	86.0%	98.0%	80.0%	
26	京都府	100.0%	100.0%	100.0%	24.3%	100.0%	100.0%	70.7%	70.1%	85.7%	90.0%	75.7%	
27	大阪府	100.0%	95.5%	100.0%	61.1%	100.0%	100.0%	78.2%	86.5%	87.3%	93.0%	77.1%	
28	兵庫県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	69.2%	74.3%	97.4%	99.4%	90.9%	
29	奈良県	97.8%	100.0%	100.0%	17.8%	100.0%	100.0%	99.1%	99.6%	68.9%	80.0%	62.2%	
30	和歌山県	100.0%	100.0%	100.0%	46.8%	100.0%	100.0%	74.4%	71.6%	100.0%	91.5%	76.6%	
31	鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	84.4%	81.3%	92.3%	75.3%	75.0%	95.8%	62.5%	
32	島根県	97.3%	100.0%	100.0%	37.8%	82.9%	97.1%	50.0%	46.2%	91.9%	100.0%	73.0%	
33	岡山県	100.0%	100.0%	100.0%	21.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	79.7%	87.5%	79.7%	
34	広島県	100.0%	100.0%	100.0%	29.3%	100.0%	100.0%	98.9%	99.7%	100.0%	96.7%	97.8%	
35	山口県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.3%	100.0%	100.0%	100.0%	
36	徳島県	100.0%	100.0%	100.0%	21.2%	100.0%	100.0%	96.2%	61.5%	100.0%	100.0%	97.0%	
37	香川県	100.0%	90.0%	100.0%	26.7%	100.0%	100.0%	76.9%	81.8%	83.3%	83.3%	70.0%	
38	愛媛県	100.0%	100.0%	100.0%	26.8%	100.0%	100.0%	96.4%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%	
39	高知県	100.0%	100.0%	100.0%	2.7%	100.0%	80.8%	85.7%	58.7%	81.1%	83.8%	75.7%	
40	福岡県	100.0%	100.0%	100.0%	36.5%	100.0%	100.0%	81.6%	81.3%	96.2%	94.2%	77.9%	
41	佐賀県	100.0%	100.0%	100.0%	50.0%	100.0%	100.0%	93.6%	94.2%	83.3%	78.6%	83.3%	
42	長崎県	100.0%	94.7%	100.0%	36.8%	100.0%	100.0%	49.5%	64.0%	91.2%	93.0%	73.7%	
43	熊本県	100.0%	100.0%	100.0%	48.1%	52.3%	81.8%	84.5%	91.8%	94.2%	88.5%	84.6%	
44	大分県	100.0%	87.5%	100.0%	47.5%	100.0%	100.0%	93.4%	94.7%	95.0%	97.5%	82.5%	
45	宮崎県	100.0%	97.3%	100.0%	67.6%	100.0%	100.0%	29.4%	29.0%	83.8%	83.8%	75.7%	
46	鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	43.6%	54.2%	92.9%	98.6%	81.4%	
47	沖縄県	100.0%	89.8%	100.0%	49.2%	100.0%	100.0%	72.3%	65.5%	83.1%	91.5%	69.5%	
48	全体	99.2%	96.8%	100.0%	31.6%	96.8%	94.7%	79.5%	79.3%	87.1%	88.3%	75.6%	

※ 高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」は、特別支援教育コーディネーターの指名をしている学校等のうち、専任として指名している学校等の割合を示す。なお、本調査において専任とは、主たる職務として特別支援教育コーディネーターの役割を担うことができるよう、学校等において一定の配慮(学級・教科担任をもたないなど)がなされていることを指す。

- ※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、令和6年10月1日付けで修正いたしました。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のa-1「個別の指導計画の作成」、a-2「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援 計画が 作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のb 「個別の指導計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒以外に、学校が個別の指導計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の 指導計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のc「個別の教育支援計画の作成」は、通級による指導を受けている生徒以外に、学校が個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のd「合理的配慮の明記」は、個別の指導計画又は個別の教育支援計画に、合理的配慮の提供内容について明記することとしている学校等の割合を示す。
- ※ 4 「個別の指導計画・個別の教育支援計画」のe「個別の教育支援計画の作成における関係機関等との情報共有」は、個別の教育支援計画の作成に当たって、生徒本人やその保護者の意向を踏まえつつ、関係機 関等と必要な情報共有を図っている学校等の割合を示す。
- ※ 5 「特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組を全て実施」は、校内委員会の設置、実態把握の実施、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び合理的 配慮の明記の項目全てを実施している学校等の割合を示す。

<令和6年10月1日追記>

※ 3 「特別支援教育コーディネーターの指名」の b 「専任」の割合の算出方法に誤りがあったため、修正いたしました。